※市役所への郵送は【〒441-3492　住所不要】

宅地開発すると奨励金がもらえます

「田原市立地適正化計画」で設定した市街化区域内の居住誘導区域および「田原市都市計画マスタープラン」で設定した市街地編入候補地（天白地区・古田地区）において、未利用地の活用を図るため、民間による宅地開発を支援します。

▼住宅政策課　23-3684

奨励金対象者	奨励金	対象要件
①土地所有者（宅地建物取引業者を除く）	土地売買価格の5%（上限200万円） ※地区加算あり 居住誘導区域のみ対象	【①と②−1の要件】 ・事業区域1,000㎡以上 ・戸建て住宅用地を3区画以上分譲 ・1区画あたりの敷地面積160㎡以上など 【②−2の要件】 ・地区計画（地区整備計画）が定められている区域であること ・事業区域5,000㎡以上の土地 ・1区画あたりの敷地面積160㎡以上など
②宅地開発を行う事業者（宅地建物取引業者） ※発注する開発工事の元請けが市内業者であること	宅地開発事業に伴う道路、上・下水道の整備費を助成 ※居住誘導区域（②−1）と市街地編入候補地（②−2）で対象要件が異なる	

寄付

次の方から寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼3月31日、株式会社ヤマナカ様から環境保全活動のため金6万4522円

▼4月2日、田原ロータリークラブ様から地域における青少年のスポーツ振興および健全育成のため、市内小学校へバスケットボール9個。

税

家屋調査にご協力を

固定資産税の算定の基礎となる家屋の評価額を決定するため、令和8年1月1日以降に新築・増築された家屋の調査を行っています。職員がお宅や事務所などへ調査に伺いますので、ご希望の調査日時がある場合は、ご連絡ください。

▼税務課　☎23-3510

公的年金から住民税を特別徴収（天引き）します

◆**対象の方**

令和7年中に公的年金などの支払いを受け、令和8年4月1日現在65歳以上で遺族年金、障害年金などの非課税の年金を除く公的年金の支払いを受けている方

◆**年金から徴収される金額**

公的年金などに係る所得から算出された税額が公的年金から徴収されます。対象の方には、6月中旬ごろに市から納税通知書を送付します。特別徴収の金額は納税通知書で確認してください。

▼税務課　☎23-3509

■特別徴収の納付方法例

①初めて65歳以上に該当する方
（昭和35年4月3日～昭和36年4月2日生まれ）

徴収方法	普通徴収（納付書・口座振替）		特別徴収（年金から徴収）		
納付月	1期（6月）	2期（8月）	10月	12月	2月
税額	各期：年税額の4分の1		各月：年税額の6分の1		

②特別徴収2年目以降の方

徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	各月：前年度分の年税額の6分の1			各月：年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		

JAマイカーローン
令和8年5月1日
▼
令和8年10月31日
年1.8%
保証料込み
右記二次元コードからお申込みいただくと上記金利が適用されます。
借入期間：6か月以上15年以内
借入金額：10万円以上1,000万円以内（所要金額の範囲内）
ご返済額の試算等、詳しくは店頭またはホームページをご覧ください。
審査の結果、ローン利用のご希望に添えない場合もございます。
JA愛知みなみ　金融部 推進企画課　0531-34-0378

しその葉の結束・パック詰め
年中内職さん募集
年齢問わず
時間要相談
ご応募お問合せ　0120-79-0094　090-7300-5018　受付時間 8:00~17:00
有グリーンファーム縦山（もみやま）
田原市八王子町道上99
未経験者OK!